

新人委第 645 号

平成 28 年 3 月 2 日

各任命権者 様

新潟市人事委員会

委員長 児玉 武雄

住居手当の支給対象となる住宅の特例について（通知）

「住居手当の運用について」（平成 19 年 4 月 1 日付新人委第 19 号）条例第 14 条の 4 関係第 1 項の定めに関し，下記を特に人事委員会が認める住宅とし，下記に該当する場合には，同項に規定する承認があったものとみなすこととしたので通知します。

記

災害派遣により，1 年以内の期間にわたり派遣開始日の前日に居住していた住宅を離れて業務に従事する職員が，派遣開始日の前日から継続的に派遣期間（やむを得ない事情により派遣期間が更新された場合には，更新後の派遣期間を含む。）を通じて借り受ける住宅